

大人の風しん予防接種費用の一部を助成します

風しんが流行しています。妊娠初期に風しんに感染すると、生まれてくる赤ちゃんに心臓病や白内障、難聴などの「先天性風疹症候群」が現れる場合があります。

風しんの予防には予防接種が効果的です。茨城町では、妊娠している女性を風しんから守るため、下記のとおり予防接種費用の一部を助成しています。

◆対象者◆

茨城町に居住し、住民登録があり、風しん（麻しん風しん混合）予防接種を受けていない①～③のいずれかに該当する方

- ①妊娠を希望している女性
- ②妊娠を希望している夫婦
- ③妊娠している女性の配偶者

※妊娠している方は予防接種を受けることはできません。

◆助成期間◆

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

◆助成額◆

風しんワクチン 3,000 円

麻しん風しん混合ワクチン 5,000 円

※どちらか一回限りの助成となります。

◆申請方法◆

健康増進課へお申込みください。予診票をお送りします。

なお、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの接種、委託医療機関外での接種については、予防接種名が記載された医療機関発行の領収書、印鑑、振込先口座（原則接種者本人の口座）がわかるものをお持ちの上、健康増進課へ申請してください。後日振込みになります。

◆その他◆

- ・予防接種を受けた女性は、2 か月は避妊をしてください。
- ・既に麻しんにかかった方、麻しんワクチンを接種した方が混合ワクチンを接種した場合でも、特別な副反応はありません。

【問合せ先】健康増進課 ☎240-7134

美化ボランティア活動のご紹介

茨城町美化ボランティア制度登録団体の網掛ボランティアの会（会員 92 名、井川五男会長）と奥谷区美化ボランティア（会員 95 名、佐藤方彦会長）では、定期的に町内の美化活動を行っています。

網掛ボランティアの会では、活動を通して三世代の交流を図ることも目的として網掛公園の花壇整備や清掃活動を実施。また、奥谷区美化ボランティアでは、子どもたちの環境美化に対する理解を深めるため、奥谷公園や地域内の県道・国道の清掃活動を行っています。

茨城町美化ボランティア制度登録について詳しくは下記までお問い合わせください。



【問合せ先】地域産業課 ☎240-7124

電源立地地域対策補助事業を実施

発電用施設の所在市町村や周辺市町村における地域振興や地域住民の福祉の向上を図るために、電源立地地域対策補助金が交付されます。

平成 24 年度、当町においてはこの交付金を保健センター（ゆうゆう館内）維持運営に活用し、各種健康診査、予防接種、健康づくり教室などの、地域住民の疾病予防と健康づくりを推進するための事業を充実させました。



【問合せ先】まちづくり推進課
☎240-7126

税務職員採用試験のお知らせ

税務の仕事は、国の財政基盤を支え、国民生活の安定・向上と社会福祉に寄与するという、非常にやりがいのある仕事です。

【受験資格】

- ①平成 25 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 26 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
- ②人事院が上記に準ずると認める者

【受験申込期間】

- ①インターネット申込み
平成 25 年 6 月 24 日(月)午前 9 時～7 月 3 日(水)(受信有効)
- ②郵送又は持参申込み

平成 25 年 6 月 24 日(月)～6 月 28 日(金)(28 日通信日付印有効)
人事院関東事務局(さいたま市中央区新都心 1-1)まで

【第 1 次試験】平成 25 年 9 月 8 日(日)

【その他】

申込み方法など、詳しくはホームページで確認するか、お問い合わせください。

【問合せ先】

- (1) インターネット申込みに関すること 人事院人材局試験課
☎03-3581-5311 (内線 2333)
- (2) 上記(1)以外のこと 関東信越国税局人事第二課試験係
☎048-600-3111 (内線 2097)

クリーニング・オフを「ご存知ですか？」

「クリーニング・オフ」とは、消費者が訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な取引で契約をした場合に、一定期間であれば無条件で一方的に契約を解除できる制度です。

○特定商取引法におけるクリーニング・オフができる取引と期間（申込書面または契約書面のいずれか早い方を受け取った日から）

◎8日間

・訪問販売（キヤッチセールス、アポイントメントセールスを含む）

・電話勧誘販売

・特定継続的役務提供（エステ、外国語教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室）

◎20日間

・連鎖販売取引（マルチ商法）

・業務提供誘引販売取引

（注）通信販売には、クリーニング・オフ制度はありません。

クリーニング・オフ通知の記載例

（※クレジット契約をしている場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。）



クリーニング・オフは・・・
☆必ず書面で行いましょう。（ハガキでできます）
☆クリーニング・オフができる期間内に通知します。

☆書面を必ず両面コピーして、保管しておきましょう。

☆通知書面（ハガキ）は、「特定記録郵便」または「簡易書留」などの記録の残る方法で送付し、書面のコピーと一緒に送付記録（郵便物受領書など）も保管しておきましょう。
☆関係書類は、5 年間保管してください。

取引形態や商品などの条件によっては、クリーニング・オフができない場合があります。

詳しくは消費生活センターにご相談ください。また、書き方が良く分からない、こんな場合はどうなんだろうと思った時にもぜひご相談ください。

【問合せ先】茨城町消費生活センター
☎(291)1690 (直通)